

令和7年度

岐阜県観光振興事業費補助金

要望審査のポイント

事業採択の考え方

以下の観点から総合的に評価し、効果が見込まれる事業を予算の範囲内で採択します。

(1) 実現可能性・継続性

- 事業の目的、動機（地域の現状・課題）、実施体制、事業運営、採算性、リスク対応について
- ・事業の目的や事業に対する熱意のほか、その実現（継続）に必要な代表者の経歴や経験、知識のほか、代表者をサポートする人材や従業員などの組織体制が備わっているか。
 - ・法的規制や発生し得るリスクへの対応のほか、仕入や販売ルートの確保、売上や経費の計画、事業の採算性の検討、将来的な自己資金での運営など円滑な事業運営ができるか。
 - ・事業実現のための関係者、協力者は、必要十分か。相乗効果による発展が期待できる体制となっているか。

(2) 新規性・独自性・収益性

- 市場の状況、地域の状況、顧客、商品・製品・技術・サービス（以下「商品等」という。）、価格・PR戦略について
- ・市場や競合地域の状況、地域の強みや弱みを踏まえた事業戦略を立案するとともに、対象とする顧客の選定、商品等の差別化の方法やニーズ、価格設定やPR方法など、「誰に、何を、どうやって」売ることによって利益をあげていくかについて、戦略が定まっているか。
 - ・補助事業完了後、自主財源によって事業を継続、発展できるだけの収益性が見込まれるか。
 - ・関係者へも利益が波及し、地域全体での経済効果が期待できるか。

(3) 成長性

- 将来の展望、市場、商品等、成長戦略、補助事業の内容について
- ・商品、サービス等の新規性や独創性などの競争優位性に加えて、観光事業の成長の見通しを基に、どのように優位性を確保し事業を成長させていくのか。
 - ・成長をしていく上での課題と、その課題を解決する上で、補助事業がどのような効果を生むのか。
 - ・地域全体や他地域との連携発展のために、補助事業がどのように関わっていくか。

※採択できない事業例

- ・これまでの取組成果が反映されていない継続事業
- ・戦略（ターゲット）が定まっていないイベント出展、PRパンフレットの作成
- ・具体的な効果が見込めない事業
- ・一過性のイベント、住民のみを対象としたイベント
- ・単なる施設整備や備品購入を主な目的としたもの
- ・間接補助事業

※以下の経費は、補助の対象となりませんので、御注意ください。

- ・景品、ノベルティなどの代金及び発送等に係る経費
- ・モニターツアー等、参加者に対し何らかの利益を供与するための経費
- ・飲食費

※その他、補助対象経費の解釈は以下のとおりです。

- ・入場料等の事業収入があるときには、その相当額を除いた額を補助対象経費とする。
- ・旅費の上限額は、岐阜県職員等旅費条例（昭和32年岐阜県条例第30号）により算出した額。
- ・報償費は対外交流費等の予算執行基準について（平成19年3月29日付け総務部長、出納事務局局長通知）に準ずる額。